

○寒川町自殺対策庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 寒川町自殺対策計画（以下「計画」という。）の各取組を推進するため、寒川町自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係わる各課等との調整及び推進に関すること。
- (3) その他計画の実施に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、それぞれ町民部長及び町民窓口課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 連絡会で検討する事項に関し具体的な調査、検討等を行わせるため、連絡会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる所属の指導主事、主幹、技幹、副主幹、副技幹又は主査をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、作業部会において調査、検討を行った結果を連絡会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 連絡会及び作業部会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

寒川町自殺対策計画連絡会

	職名
1	町民部長
2	町民部町民窓口課長
3	福祉部福祉課長
4	福祉部高齢介護課長
5	健康子ども部子育て支援課長
6	健康子ども部健康・スポーツ課長
7	環境経済部産業振興課長
8	教育委員会教育総務課長
9	教育委員会学校教育課長

別表第2(第6条関係)

作業部会

	所属
1	町民部町民窓口課
2	福祉部福祉課
3	福祉部高齢介護課
4	健康子ども部子育て支援課
5	健康子ども部健康・スポーツ課
6	環境経済部産業振興課
7	教育委員会教育総務課
8	教育委員会学校教育課

